

## 静岡市化製場等に関する法律等の施行に関する規則の一部改正について（概要）

### 1 規則改正の理由

都市計画法の一部改正により「田園住居地域」という新たな地域が創設されることとなりました。それに伴い、当該地域を本市の規則に追加し改正するものです。

### 2 規則改正の内容について

「田園住居地域」を、本市の規則で定める化製場等の設置が制限される場所に追加します。

### 3 「田園住居地域」とは？

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域をいいます。住宅と農地が混在し良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発及び建築規制を通じてその実現を図るために創設されました。